

第25回山口県障害者スポーツ大会(キラリンピック) 陸上競技 実施要領

1 競技規則

令和7年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人 日本パラスポーツ協会 制定）及び日本陸上競技連盟競技規則（公益財団法人 日本陸上競技連盟制定）によるもののほか、この要領に定めるところによる。

2 ウォームアップ

大会当日のウォームアップは、各自（各選手団）の責任のもと、定められた場所・方法で安全に留意し、競技役員（競技補助員）の指示に従って行うものとする。特に、練習の妨害にならないよう、安全には十分留意する。

(1) 場所

維新百年記念公園 補助陸上競技場

(2) 使用方法

ア 車いすを使用する練習は、第1・第2レーンを周回使用する。

イ ランニング及びリレーの練習は、第5・第6レーンを周回使用する。特にリレーの練習をする際は、他の練習の妨げにならないよう十分配慮する。

ウ スタート及び短距離練習は、ホームストレート側の第7・第8レーンを使用する。

エ 視覚障害者の50m・100m競走の練習は、バックストレート側の第7・第8レーンを使用する。

オ 走高跳及び投てき競技の練習については、競技用具を用いた練習は禁止する。

カ 立幅跳及び走幅跳の練習は、指定されたピットを使用する。

キ スラロームの練習は、指定された場所を使用する。

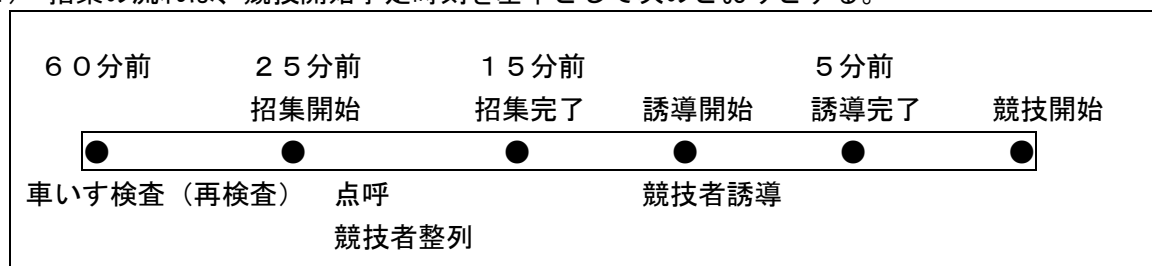
(3) その他

競技場外でウォームアップを行う場合は、一般の利用者の練習の妨げにならないよう十分配慮する。（場外ジョギングコースはスパイクの使用を禁止する）

3 招集

(1) 競技者招集所は、第2ゲート付近に設ける。

(2) 招集の流れは、競技開始予定時刻を基準として次のとおりとする。



(3) 招集の方法

ア 競技者は、競技開始予定時刻の25分前から15分前までに点呼を受ける。代理は認めない。ただし、2種目重複して出場する競技者については申し出により対応する。

イ 同時刻帯に2種目出場する競技者（以下2種目出場競技者）は、「2種目同時出場届」に記入して最初の種目の招集時に招集所の競技役員に提出する。提出後は、競技役員の指示に従う（「6 2種目同時出場」参照）。

ウ 点呼を受けた競技者は、競技役員の指示に従い、整列し競技補助員の誘導を待つ。

エ 招集完了時刻に遅れた競技者は棄権したものとみなし、競技に出場することができない場合がある。

オ トラック競技に出場する者は招集所係員から配布される「腰ナンバー標識」を右腰部や後方に貼り付ける。

車いす使用者は、招集所係員から配布される「車いすナンバー標識」を指定された場所へ貼り付ける。

カ リレー種目に出場するチームは、招集開始予定時刻の60分前までに、オーダー用紙1枚に4人の競技者名及び走者順を記入して、競技者招集所に提出する。オーダー用紙は競技者招集所でも配布する。

4 車いすの検査

(1) 車いす検査場は、競技者招集所付近に設ける。

(2) 車いすを使用する競技者は、招集開始時刻までに使用する車いすの検査を受け、「車いす検査済証」の交付を受けなければならない。

(3) 検査に合格した者は「検査済証」の交付を受け、車いすの見えやすい位置に貼り付ける。

(4) 車いすの検査は、競技に出場する都度受けなければならない。

(5) 一度不合格であった場合でも、招集完了時刻までに修理・改善すれば再検査を受けることができ、合格すればその車いすを使って競技に出場することができる。(時間内に検査に合格しなければ競技に出場することができない。)

5 競技者の服装等

(1) 競技を行うときは、競技用の服装(ランニングシャツ、トレーニングシャツ等)を着用しなければならない。

(2) 番号布(ナンバーカード)は、主催者が交付したものを競技者用服装の上衣の胸部及び背部に付ける。ただし、跳躍競技の競技者は胸部または背部のどちらかに付けばよい。また、車いす使用の競技者は、競技役員の指示に従い、車いすの見やすい位置に取り付ける。

(3) 競技用靴は、陸上競技用スパイクシューズの使用を認める。危険(けが)の予防上、裸足での競技参加は認めない。スパイクピンの長さは9mm以下とする。ただし、走高跳、ソフトボール投げ及びジャベリックスローは、12mm以下とする。靴底の厚さの規定は適用しない。

6 2種目同時出場に係る手続き

(1) 最初の競技終了時刻から次の招集完了時刻までの時間が、50分以内の競技者は、「2種目同時出場届」を提出することができる。提出部数は1部とする。

(2) 届出の様式は、TIC及び競技者招集所において配布する。

(3) 提出場所及び提出時期

ア 提出場所

競技者招集所(第2ゲート)

イ 提出時期

最初に出場する種目の招集時

7 介助者・伴走者

(1) 介助者・伴走者として競技場内に入場を希望する者は、あらかじめ主催者の許可を受けな

なければならない。「介助・伴走許可証（ビブス）」の交付を受けた者に限り競技場内に入場することができる。

- (2) 介助者・伴走者として入場を希望する者は、大会の参加申込時に申請を行う。

なお、介助者については、大会当日、急遽介助が必要となった場合に限り、競技者招集所内に設置してある介助許可証申請書において交付申請を行うことができる。

- (3) 介助・伴走許可証（ビブス）は、競技者招集所で配布し、競技終了後、競技終了者待機所にて返却する。

- (4) 介助者の服装は、運動靴、運動着とし、伴走者の服装は競技者の服装に準ずるものとする。上着等を着用する場合は、必ず介助・伴走許可証（ビブス）を上着等の上から装着し、介助者・伴走者であることが一目で分かるようにしなければならない。

- (5) 介助者・伴走者は、競技役員の指示に従うものとし、競技場内では競技者の競技上有利となるような助言や写真撮影等、介助・伴走の目的以外のことをしてはならない。競技役員からの注意、警告を受け、聞き入れない場合は退場を命じ、場合によっては、該当する競技者を失格とすることがある。

8 競技場への入退場

- (1) 競技場への入退場については、すべて競技役員の指示により行う。

- (2) 2種目同時出場届を提出した者については、競技役員の指示に従い、競技終了後、速やかに競技者招集所または次種目の競技会場へ向かう。

9 競技方法

- (1) トラック競技

ア 走路順または競技順は、プログラム記載順とする。セパレートレーンで行われる競技で欠場者がいる場合は、そのレーンをあけて競技を行う。

イ 50m、100m、200m、400m走及び4×100mリレーは、セパレートレーンで行う。

なお、800m走については、第1曲走路のブレイクラインまでをセパレートレーンで行う。

ウ 故意に他の競技者を妨害した場合は、その競技者を失格とする。

なお、この場合も再レースは行わずレースは成立したものとみなす。

エ 視覚障害者の50m走に出場する競技者が使用する音源は、ハンドマイクに収納した音響（電子音）など、競技に適したものをを用いる。

オ 視覚障害者のセパレートレーンで行われる種目で、伴走者を希望する場合には、1競技者に2レーンを割り当てる。

カ スタートコールは「イングリッシュコール」とする。

キ 不正スタート（フライング）は、1回で失格とする。

ク 競技運営に支障がある場合は、審判長の判断により、競技の途中であっても競技を打ち切る場合がある。この場合の目安は、競技開始後12分以上経過しても決着が付かず、次の時間帯の競技開始に著しく支障をきたすことが明白の場合とする。

- (2) フィールド競技

ア 競技順はプログラム記載順とする。ただし、審判長の判断により競技順を変更する場合がある。

イ 走高跳を除くフィールド競技の試技は3回とする。

ウ 砲丸投及びジャベリックスローは、ローテーションで行い、ソフトボール投及びビーンバグ投は連続して行う。ただし、視覚障害者及び車いす使用者、2種目出場競技者等については、種目にかかわらず連続して行う。

エ 競技場内の練習は、試技順に1回を原則とする。ただし、審判長の判断により練習時間を取らずに直接試技に入ることがある。

オ 視覚部門の走幅跳については、必要に応じて競技役員または競技補助員が方向を指示する。

なお、視覚障害者の音源は、ハンドマイクに収納した音響（電子音）など、各競技に適したものとする。

カ 立幅跳及び走幅跳における踏切線と砂場の距離は各0.3mと1mとする。

キ 投てきの競技用具は主催者が用意したものを使用する。

ク 走高跳のバーのスタート時の高さは競技規則に定める高さ（例：障害区分27なら100cm）とし、上げ幅は一律2cmとする。

10 表彰について

（1） 各組単位で障害区分・年齢区分ごとに1位から3位までの競技者にメダルを授与する。ただし、50mチャレンジについては、完走した者全員にメダルを授与する。

（2） 表彰は、記録確定後、表彰会場で行う。

（3） 2種目の競技時間の重複により表彰に参加できない場合は、2種目終了後、表彰会場でメダルを受け取る。

11 欠場届

（1） 大会当日に棄権を申し出る場合は、「欠場届」を競技者招集所に1部提出する。

（2） 届出の様式は、TIC及び競技者招集所において配布する。

12 その他

（1） 競技者が走行不能（即ち歩いたり、立ち止まったり、倒れた状態）となった場合は本人がなお競技続行の意思をもっている、審判長（または権限を委譲された審判員）から中止を命ぜられた場合は、直ちに競技を中止しなければならない。

（2） 競技場内へは、大会役員、競技役員、競技補助員、情報支援ボランティア、競技者及びあらかじめ許可された介助者・伴走者、報道関係者（以下許可撮影者）等関係者以外は立ち入ることができない。

（3） 競技運営の支障となるため、競技場内では許可撮影者以外の撮影を禁止する。

なお、許可撮影者は本部の指示に従い、報道腕章等を着用する。

（4） トラック競技に出場する競技者の衣類等は、スタート準備完了後に競技補助員が競技終了地点に運ぶ。

（5） 競技記録について抗議がある場合は、スクリーンに記録が記載されてから30分以内に、競技者自身又は代理人が、日本陸上競技連盟競技規則に準じ、競技本部まで申し出る。

（6） 荒天時他不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途定める。